

知っておきたい基本判例

第7回 地盤沈下

今回は地盤沈下に関する裁判例を紹介します。

大阪地裁 - 昭和 55 年 2 月 20 日判決(判例時報 968-94)

(ビル建築工事による地盤沈下等を理由とする損害賠償請求が認められなかった事例)

【当 事 者】

原告:ビル建築工事が行われた土地の隣地及び同地上の建物(5階建てビル)を所有し、同建物1階部分を自動車修理工場及び事務所として、2階部分を麻雀店として、3階ないし5階部分を原告の居宅としてそれぞれ使用していた者

被告:ビル建築工事の注文者及び請負業者

【事案の概要】

請負業者である被告は、原告所有地の隣地に6階建てビルを建築する工事を注文者である被告から請負った。原告は、請負業者が本件工事において注文者土地を掘削したため原告建物の敷地地盤から土砂及び地下水が多量に流出し、その結果原告建物に 建物自体が注文者土地側に傾き、建物の一部分にねじれが生じた、1階の土間、建物の全壁面等にひび割れ、亀裂が発生した、シャッターと各部屋の扉が閉まらなくなった、地下タンクに漏水、へこみが生じたため、水道が使用できなくなった等の被害が発生したほか、本件工事による騒音・振動のため日常の生活活動と営業活動に大きな被害を生じたとして、請負業者及び注文者に対し損害賠償を求めた。

【判断の概要】

注文者については、注文又は指図について過失がないとして原告の請求を棄却した。請負業者については、隣接建物に構造上の欠陥があることまで想定して隣接建物の傾斜、損傷を防止する措置をとるべき注意義務はないとして過失を否定し、騒音・振動も受忍限度の範囲内にあったとして原告の請求を棄却した。

I はじめに

典型7公害の1つである地盤沈下の原因は、主として地下水等のくみあげにあるとみられており、その関係で工場用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律により、地下水の採取が規制されています。しかし、地下水の採取による地盤沈下を巡る紛争が裁判例としてあらわれたものは少なく(佐賀地判昭 48.8.31 判時 725-92 や東京地判昭 63.7.25 裁判情報 39-1 がありますが、いずれも因果関係の証明がないとされ、その立証の困難さが窺われます。)、多くは建物や地下鉄等の建設工事に伴うもので、今回取り上げた

裁判例もその一つです。

II 過失の判断について

本件で主張された被害のうち、地盤沈下によるものについては請負業者の過失の有無が争点となりました。

過失とは、加害行為による被害発生危険性を予見することができる場合には、加害行為者に被害発生危険を回避すべき義務が生じ、具体的な加害行為がこの義務に違反することをいいます。

本判決は、原告建物は、鉄骨造5階建であるのにこれに必要な基礎が施されていないなどの構造上の欠陥があった、請負業者は、工事開始当時、の事情を知らず、むしろ必要な基礎工事がされていると思っていた、請負業者は、念のため原告建物の設計図を見せて欲しいと頼んだが、原告がこれに応じなかった、工事開始後原告建物が本件工事現場側に傾斜したので、請負業者はそれ以上の傾斜を防止する措置をとった、原告建物に5階建建物に必要な基礎が施されていれば本件工事により傾斜したり損傷したりすることはなかったとの事実を認定し、このような事実関係のもとでは、原告建物に構造上の欠陥があることを予見して結果を回避すべき義務はないとして請負業者の過失を否定しました。

3 受忍限度の判断について

本判決では、地盤沈下による被害に関しては、請負業者の行為が違法かどうか明言していません。加害行為の違法性の認定は受忍限度論により決し、その際、諸々の事情を総合考慮するというのが裁判実務の主流です(本誌第5号20頁参照)が、その判断に当たっては、とりわけ被害の内容が重視されます。生命・健康といった人身被害が生じればそれだけで違法性があると判断されます(このような場合、加害行為が違法であることをことさら判示することはありません。)し、家屋の損傷のような財産的被害が生じた場合にも損害賠償請求の関係では原則としてそれだけで違法性が肯定されることになるでしょう。

本判決でも、騒音・振動による被害に関しては、受忍限度の判断を用い、原告の日常生活等にある程度影響を及ぼしたことを認めましたが、請負業者が騒音・振動の発生を防止するような工法をとったこと、商業地域で、ビルが立ち並んでいるといった原告建物のある地域の状況からすると本件工事による騒音・振動は受忍限度の範囲内にあったとして、違法性を否定しています。

参考となる他の判例について

本件では、原告の請求が否定されましたが、建設工事により隣地の地盤が沈下し建物が傾斜する等の被害を生じた事案では、損害賠償請求が認められる例が多いようです。最近の事例としては東京地裁平成6年7月26日判決(判例時報1525-83)があります。本件判決と比較してみてください。

(公害等調整委員会事務局審査官 井口 実)